

# 2026年度 神戸挑戦企業等支援補助制度

## 公募要領

交付申請受付期間：2026年5月20日（水）～2026年6月26日（金） 必着

### ★昨年度実施内容からの主な変更点

- ・戦略産業分野に関する事業の統合
- ・「新技術活用事業（分野指定なし）」の新設

## 1 目的

戦略産業分野（航空・宇宙、医療・健康・福祉、農業・食糧、環境・エネルギー（水素を除く）の4分野）における新規開発、新たな技術又は先端技術を活用した製品及びサービスの高度化・付加価値の向上・新たな事業モデルの創出に向けた開発、大学・公設試験研究機関等と連携し社会課題の解決につながる革新的な開発に取り組む神戸市内中小企業等に対し補助金を交付することにより、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興を図ります。

## 2 概要

### （1）補助対象事業

#### ①新規開発事業（戦略産業分野）

補助対象者が行う戦略産業分野における新事業展開のための試作開発並びに新素材及び新製品の実用化に向けた開発

#### ②新技術活用事業（分野指定なし）

補助対象者が行う新たな技術又は先端技術を活用した製品及びサービスの高度化、付加価値の向上並びに新たな事業モデルの創出に向けた開発

#### ③産学連携事業（分野指定なし）

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、社会課題の解決につながる革新的な開発

#### 《注意事項》

- ・過去に本補助制度に採択された事業と同一内容の事業は対象になりません。
- ・本事業では、補助対象期間中、市が指定する支援機関が伴走型支援を行いますので、開発にあたっては、支援機関の助言を参考に、事業を実施してください。

#### 【用語の説明】

##### ※「大学」とは

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。

##### ※「公設試等」とは

高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、中小企業団体中央会、TLO、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人含む。）並びに会社法人）をいいます。

なお、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人は、公設試

等を含むものとします。

①役員（理事・評議員等）に大学の役員、職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれるなど、研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。

②定款等にもものづくり産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

## （２）補助対象者の要件

### ①単独枠

神戸市内に事業所を置く中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

### ②コンソーシアム枠

市内中小企業が幹事となって構成されるコンソーシアムで、市内企業に神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

※構成する企業の内、2分の1以上が市内中小企業であることが必要です。

※市内中小企業とは、神戸市内に事業所を置く中小企業をいいます。

※産学連携事業はコンソーシアム枠のみとなります。

### 【参考】コンソーシアム枠の申請可否

幹事企業	コンソーシアム構成員①	コンソーシアム構成員②	申請可否
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大・中小）		○
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大・中小）	神戸市外企業（大・中小）	×
神戸市内中小企業	神戸市内企業（大）	神戸市外企業（中小）	×
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関		○
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関	大学・公的研究機関	○
神戸市内中小企業	神戸市外企業（大・中小）	大学・公的研究機関	○

### 【用語の説明】

#### 【1】「コンソーシアム」とは

複数の企業等が役割分担を明確にし、連携・共同して補助事業を行うグループをいいます。また、財務諸表規則第8条で定義される「親会社」「子会社」のみで構成される場合は対象外となります。

#### 【2】「幹事」の役割とは

補助金申請者として、補助事業の統括・執行管理・会計事務について一切の責任を負います。書類の提出は、幹事企業が行ってください。また、補助金は幹事企業の口座へ振り込まれますので、負担額に応じて責任を持って分配してください。

#### 【3】「中小企業」とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

ただし次の①～⑥に該当する者を除く。

#### ①次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

イ) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

ロ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ハ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

ニ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（イ）～（ハ）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

ホ) （イ）～（ハ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

③神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

④兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団

- 等と密接な関係を有する者
- ⑤神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
- ⑥その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

### （3）補助対象経費

経費区分	内 容
原材料費等(◆)	原材料・副資材の購入に要する経費
装置購入費等(◆)	機械装置または工具・器具の購入、改良、借上または修繕に要する経費
外注加工費(◆)	外注加工、設計委託、ソフトウェア開発委託等に要する経費
技術指導費	技術指導の受け入れに要する経費
直接人件費	補助事業に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費 (時間給×直接作業時間数)
調査経費	各種文献・データ資料の収集・分析等に必要と認められる経費
展示会等経費	展示会等への出展や広告印刷物の作成等に要する経費
その他の経費	工業所有権取得・薬事申請費用等、市長が必要と認める経費

※表内(◆)の経費は、神戸市内の事業者への発注を原則とします。

※対象製品の製品量産段階においては、神戸市内の事業者の活用を基本としつつ、品質・価格・納期等を踏まえ、合理的に判断すること。

※装置購入費等については、汎用性のある機器具（パソコン、机など）等の購入は補助対象外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※補助対象となる「直接人件費」並びに「展示会等経費」の合計額の上限は、原則、補助対象事業費の2分の1とします。

※飲食費、旅費（駐車料金も含む）等については対象となりません。

※補助対象経費は、消費税抜きの金額となります。

※経費の一部や全てを仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った部分は助成対象外となります。

### （4）補助金額等

補助対象枠	単独枠		コンソーシアム枠	
	補助率	金額	補助率	金額
新規開発事業 (戦略産業分野)	1 / 2	単年事業：150 万円	1 / 2	単年事業：400 万円 2 か年事業：600 万円
神戸市が定める特定のテーマに関する研究・開発 (▲)	設定なし		2 / 3	単年事業：500 万円 2 か年事業：750 万円
新技術活用事業 (分野指定なし)	1 / 2	単年事業：150 万円	1 / 2	単年事業：400 万円 2 か年事業：600 万円
産学連携事業 (分野指定なし)	設定なし		1 / 2	単年事業：400 万円 2 か年事業：600 万円

※神戸市が定める特定のテーマについて (▲)

2026 年度は「カーボンニュートラル」を神戸市が定める特定のテーマとし、当該テーマに関する研究・

開発について、認定交付申請が可能です。

※表中の2か年事業の2年目の補助金は、次年度予算の成立を前提とします。

### (5) 補助金の交付時期

事業完了後に精算のうえ、請求に基づき補助金を交付します。

なお、補助金の交付は幹事企業に対して行います。

※原則は実績確認後の支払いとなりますが、概算払いの申請も可能です。交付決定額の2分の1（コンソーシアム枠は3分の1）を限度として支払います。（9月を予定）

### (6) 補助対象期間

①単独枠、コンソーシアム枠（単年事業）の場合

補助対象期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとします。

②コンソーシアム枠（2か年事業）として採択された場合

最長2028年3月31日までの補助対象期間を設定することができますが、2026年4月1日から2027年3月31日までの事業期間で事業実績報告及び補助金支払手続きを行います。

2か年目も改めて申請いただき、審査、採択を受けたのち、2027年4月1日から2028年3月31日までの事業期間で事業実績報告及び補助金支払手続きを行います。

### (7) その他

①神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱を必ずご確認ください。神戸市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/kobe.html>

②交付決定企業は、成果報告会にて取組内容・成果等を発表していただきます。（2027年3月中旬）  
開催日時、必要資料等は別途ご連絡いたします。

## 3 申請方法等

### (1) 申請方法

本補助金は、オンライン「e-KOBE（スマート申請システム）」より申請を受け付けます。



URL:<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

※事業者向け手続きから「神戸挑戦企業等支援補助制度」を選択して申請してください。

### (2) 申請の際に提出していただく書類（2026年6月26日（金）17時必着）

#### 【単年度事業及び2か年事業の1年目】

①神戸挑戦企業等支援補助金認定交付申請書（様式第1号）

②コンソーシアム概要書（様式第2号）

コンソーシアム枠の場合のみ作成

③企業概要書（様式第3号）

※コンソーシアム枠の場合は、構成員全てについて作成

④事業計画書（様式第4号その1～その4および別記）

⑤神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号の2）

※コンソーシアム枠の場合は、構成員のうち市内企業は全て提出

- ⑥「神戸発・優れた技術」の認定証または審査結果の通知書  
※こうべ産業・就労支援財団が実施する「神戸発・優れた技術」認定企業は審査の加点対象となります。
- ⑦その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### 【2か年事業の2年目】

- ①神戸挑戦企業等支援補助金 交付申請書（様式第7号その1・その2および別記）
- ②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第7号の2）  
※コンソーシアム枠の場合は、構成員のうち市内企業は全て提出
- ③「神戸発・優れた技術」の認定証または審査結果の通知書  
※こうべ産業・就労支援財団が実施する「神戸発・優れた技術」認定企業は審査の加点対象となります。
- ④その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### （3）意見聴取会の実施（2026年7月下旬～8月上旬）

意見聴取会にて、申請者は、事業計画書など（任意様式のパワーポイント資料でも可）に基づき、プレゼンテーション説明を行っていただきます。事業の i) 革新性、ii) 市場性、iii) 実現性、iv) 社会性などの視点から評価を行います。

#### （4）認定交付事業の決定（2026年8月中旬から8月下旬）

上記（3）及び本市での審査を踏まえ、8月中旬から8月下旬（予定）に、認定・不認定の結果を申請者に通知します（様式第5・6号）。なお、補助金額は、予算の範囲内で決定します。

##### ※概算払いの手続きについて

原則は、実績確認後での支払いとなりますが、希望があれば、交付決定額の2分の1（コンソーシアム枠は3分の1）を限度に、概算払いの交付を受けることができます。概算払いを希望する場合は、概算払請求書（様式第9号）を提出してください。

#### （5）事業計画の変更（随時）

交付決定後、事業内容若しくは遂行計画、又は補助対象経費等に変更が生じた場合（原則として、変更による補助対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）、補助事業計画変更等届出書（様式第10号）により、速やかに届出を行ってください。

※少なくとも、2027年3月上旬までには、届出を行ってください。

#### （6）事業実績報告書の提出（2027年4月9日（金）まで）

交付決定企業は、補助事業完了後10日以内（完了日も含む）または2027年4月9日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第11号その1、その2）を提出してください。

※ その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### （7）補助金額の確定及び請求（2027年4月下旬）

事業実績報告に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定企業は、確定通知書を受領後、請求書（様式第13号）を提出し、補助金を請求してください。2027年5月中に補助金をお支払いします。

#### （8）その他

- ①認定交付決定時に、交付決定企業名（コンソーシアム枠の場合はその構成員を含む）・所在地・連絡先、事業の名称を市のホームページ等により公表します。
- ②提出された書類はお返ししません。

- ③当該補助事業により得られた知的財産権は、交付決定企業等に帰属するものとし、神戸市には帰属しません。
- ④当該補助事業に係る帳簿及び書類は、補助期間終了後5年間保存していただく義務があります。
- ⑤同一案件での神戸市の他の補助制度への重複申請はできません。また、本補助制度と同一案件で国・県等の他の補助制度への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記入ください。ただし、他の補助制度の交付を受ける場合には、本補助制度の交付はできません。
- ⑥審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じられませんので御了承ください。
- ⑦本補助金を受けた場合、補助期間終了後5年間、状況報告書（様式第14号）により、事業の進捗状況を毎年3月末日までに報告していただく義務があります。  
また、必要に応じて進捗状況の報告をお願いする場合があります。
- ⑧なお、全ての提出様式について代表者印などの押印は不要となります。

#### 4 事業完了時の提出資料について

事業実績報告時には、各補助対象経費について、以下の証拠書類をご提出いただきます。  
必要に応じて、追加提出を求める場合があります。

- ①原材料費等
- ・納品書（品目、金額がわかるもの）
  - ・請求書
  - ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）
- ②装置購入費等
- ・納品書（品目、金額がわかるもの）
  - ・請求書
  - ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）
- ③外注加工費
- ・納品書（品目、金額がわかるもの）
  - ・請求書
  - ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）
- ④技術指導費
- ・依頼内容がわかるもの（契約書、依頼書、仕様書など）
  - ・納品書（業務報告など、実績がわかるもの）
  - ・請求書
  - ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）
- ⑤直接人件費
- ・給与明細（過去1年分の基本給、諸手当の支給額が確認できる書類）
  - ・勤務時間数が確認できる書類（過去1年間の勤務カレンダー、出勤簿等）
  - ・直接作業時間がわかる書類（業務日報など（管理者の押印あるもの））
- ⑥調査経費
- ・依頼内容がわかるもの（契約書、依頼書、仕様書など）
  - ・納品書（業務報告など、実績がわかるもの）
  - ・請求書
  - ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）
- ⑦展示会等経費
- ・納品書（品目、金額がわかるもの）

- ・請求書
- ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）

⑧その他の経費

- ・納品書（品目、金額がわかるもの）
- ・請求書
- ・支払いがわかるもの（領収書、通帳、振込書、入金記録など）

本制度に関する問い合わせ

神戸市経済観光局ものづくり産業課 電話：(078)984-0340

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12（三宮ビル東館4階）

（お問い合わせは土・日・祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00）

E-mail：kogyoka@city.kobe.lg.jp

## 【スケジュール】

2026年

### 提出書類

- 単年度事業及び2か年事業の1年目  
様式第1号、第2号、第3号、第4号  
※第2号はコンソーシアム枠のみ
- 2か年事業の2年目  
様式第7号

認定交付申請  
〔6月26日（金）まで〕

1次審査（書面審査）  
〔7月中旬〕

2次審査（意見聴取会）  
〔7月下旬～8月上旬〕

認定交付事業の決定  
〔8月中旬～8月下旬〕

概算払い  
〔9月〕

様式第9号  
※概算払いを希望する場合のみ

技術支援  
〔9月〕

※NIRO（新産業創造研究機構）  
による技術支援  
（希望する場合のみ）

中間フォロー  
〔1月〕

※訪問による状況確認

2027年

最終報告会  
〔3月〕

※報告プレゼンテーション

事業実績報告  
〔4月9日まで〕

様式第13号

最終確定・請求  
〔4月下旬〕

### 【 補助対象事業について 】

#### Q 1. 「①新規開発事業（戦略産業分野）」とはどのような事業を指すのか。

A： 本事業は、戦略産業分野において新たな製品や技術の実用化、または新たな取引や事業展開につながる開発を対象としています。

「新しい製品・技術」または「新しい取引・事業展開」につながり、試作品の開発や検証など、「実用化に向けた開発段階」の事業を指します。

次のような取り組みが該当します。

- ・ 自社の強みとなる技術を活かし、新分野への参入を目指した試作開発
- ・ 新素材や新製品の実用化に向けた開発（量産化を見据えた改良・検証など）
- ・ 取引先や想定顧客（メーカー等）のニーズに対応するための技術開発
- ・ 技術的な課題を解決し、新たな市場への展開を目指す開発

#### Q 2. 「②新技術活用事業（分野指定なし）」とはどのような事業を指すのか。

A： 戦略産業分野以外で、新たな技術や先端技術を活用することで、製品・サービスの高度化や新しいビジネスモデルの創出を目指す開発を対象としています。

「技術の導入・活用」を事業の核とし、単なる改良ではなく新しい価値や仕組みを生み出す事業を指します。

次のような取り組みが該当します。

- ・ 先端技術（AI・IoT・ロボット・デジタル技術等）を活用した新たな製造プロセスによる新しいビジネスモデル構築のための開発
- ・ 化学・素材・機械などの先端技術を応用し、従来とは異なる製法による製品開発

#### Q 3. 川下企業等から受託を受けて試作開発に取り組む場合も対象になるか？

A： 要件に該当する場合は補助事業の対象となりますが、補助事業に要する経費から受託費を控除した額が補助対象経費となります。

#### Q 4. 神戸市が定める特定のテーマとは？

A： 市として重点的に取り組むべき、課題・目標を「神戸市が定める特定のテーマ」として定め、当該テーマにおける研究・開発を行う場合に、認定交付申請を行うことが出来ます。

なお、2026年度は、「カーボンニュートラルに関する研究・開発」をテーマに、本事業の募集を行います。

※コンソーシアム枠である事が条件となります。

**Q 5. カーボンニュートラルに関する研究・開発とは？**

A： 神戸市では、神戸の豊かな自然環境を守り暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざす「カーボンニュートラル」社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めています。温室効果ガスの排出量の削減や再生エネルギーの普及等、脱炭素化につながる市内中業企業等が取り組む新たな研究・開発について募集を行います。

※水素分野の研究・開発については「水素関連製品の研究・開発・実証補助金」をご活用ください。  
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/chushokigyosuisokaihatsuhojo.html>)

**【 補助対象者について 】**

**Q 6. コンソーシアムに企業以外の大学・公設試等研究機関、医療機関等を含んでも良いのか？**

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、幹事企業が市内中小企業で、構成する企業の内、2分の1以上が市内企業であることが必要です。

なお、「産学連携事業」で申請される場合は、大学・公設試等研究機関とコンソーシアムを組むことが必須条件となります。

**Q 7. コンソーシアムに大企業を含んでも良いのか？**

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、幹事企業が市内中小企業で、構成する企業の内、2分の1以上が市内企業であることが必要です。

**Q 8. コンソーシアムの幹事になる要件は？**

A： 市内中小企業が対象となります。

**Q 9. 「神戸市内の事業所」とは？**

A： 神戸市の法人市民税の課税対象となる事業所を言います。

**【 補助申請について 】**

**Q10. 国・県などの他の補助制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか？**

A： 神戸市の補助制度以外への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記載下さい。

ただし、補助金の重複交付はできませんので、他の補助金の交付を受ける場合は、本補助は取り消されます。

## 【 補助期間について 】

### Q11. 最大2年間の補助期間とは？

A： 補助期間は原則として2027年3月末までの1年間ですが、コンソーシアム枠で2か年事業として採択された場合、最長2028年3月31日までにまたがる補助期間を設定することができます。ただし、2027年3月31日までで事業期間を区切り、事業実績報告及び補助金支払手続きを行います。2027年度には2年目の申請書提出、及び審査が必要です。

補助金額は初年度は400万円、翌年度は200万円以内となりますが、2027年度の補助金額については、2027年度の予算成立が前提となります。

※「神戸市が定める特定のテーマ」における補助金額は初年度500万円、翌年度は250万円以内となります。

### Q12. 補助対象期間は、申請年度の当初から3月末までとあるが、採択前の経費も対象となるのか？

A： 採択された場合には、当該年度当初からの経費を計上することが可能です。

具体的には、2026年4月1日から2027年3月31日の間内に、申請者が発注を行い、支払いを終えた経費が対象となります。納品日・請求日が基準ではありませんので、ご注意ください。

## 【 補助対象経費について 】

### Q13. 直接人件費の算出方法は？

A： 開発等に直接従事した人の「時間給額×直接作業時間」で算出して下さい。

※ 時間給額は、「年間総支給額」を「年間所定労働時間」で除した金額です。

年間総支給額には所定労働時間外手当、賞与を含めることはできません。

なお、時間給額を計算する際、1円未満は切り捨ててください。

※ 直接作業時間については、業務日報等の確認できる書類が必要となります。

ただし、対象となるのは、本補助事業に直接関与する者が、本補助事業に直接従事した時間に対する人件費となります。

### Q14. 直接人件費に含まれる諸手当の範囲は？

A： 家族手当、住居手当、通勤手当、役付手当（役職手当・管理職手当）、職階手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、各種技術手当、特別勤務手当、勤務地手当などは含めることができますが、食事手当などの福利厚生的な手当及び時間外手当や賞与は含めることはできません。

### Q15. 直接人件費は、開発に協力したグループ会社、関連会社の社員の人件費も対象となるか？

A： 直接人件費は、本補助事業の申請者である企業（コンソーシアム構成企業含む）が負担した人件費を指します。開発に協力があっても、申請者以外が負担している人件費は直接人件費として補助対象経費とはなりません。

### Q16. 直接人件費と展示会等経費の上限額とは？

A： 補助対象となる「直接人件費」並びに「展示会等経費」については、原則、補助対象事業費の2分の1を上限とします。「直接人件費」と「展示会等経費」の両方の経費がある場合は、その合計額で判

断します。

上限を超える場合は、交付申請書（様式第4号別記）に理由を記入ください。記載内容によっては詳細を確認させていただく場合があります。

Q17. 一般管理費は補助対象経費になるのか？

A： 一般管理費は補助対象経費の対象外です。

Q18. 経費（原材料費、装置購入費、外注加工費、委託費）は、市内の事業者への発注が原則とあるが、市外の事業者への発注がある場合は申請できないのか？

A： 市内事業者への発注を検討いただき、そのうえで発注が困難な場合には、交付申請書（様式第4号別記（コンソーシアム2年目の申請者は様式第7号別記））に、市外の事業者への発注がある支出項目の説明欄に理由を記載ください。記載内容によっては詳細を確認させていただく場合があります。

Q19. 実績報告書には経費を証明する書類を添付する必要があるが、コンソーシアムの場合は、各構成企業の証明書類を提出すればよいのか？

A： 各構成企業の証明書類を幹事企業がとりまとめ、幹事企業より提出してください。

Q20. コンソーシアム内における外注加工費は認められるか？

A： 認められません。

外注加工費を活用する場合はコンソーシアム外企業への実施のみ認められます。

Q21. 自社調達等における利益等排除の考え方は？

A： 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。

**Q22. 振込手数料は補助対象経費に含まれるのか？**

A： 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等は、補助対象経費に含まれません。